18　法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受ける林業経営相続人の相続人（包括受遺者を含む。）は、同条第十五項の届出書を提出する場合には、当該林業経営相続人が死亡した日の直前の経営報告基準日（当該林業経営相続人が同条第一項の規定の適用に係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後最初に到来する経営報告基準日までの間に死亡した場合には、当該相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡した日までの間における当該林業経営相続人又は同条第一項の特例山林が同条第三項第一号の政令で定める場合若しくは同項第二号から第五号までに掲げる場合又は同条第四項の譲渡等をした場合若しくは同項の路網未整備等に該当することとなつた場合に該当する事由の有無その他の財務省令で定める事項を明らかにする書類として財務省令で定めるものを当該届出書に添付しなければならない。

19　法第七十条の六の四第十六項の規定により提出する同条第九項又は第十五項の届出書には、第十六項又は前項に規定する事項のほか当該届出書を同条第九項に規定する届出期限又は同条第十五項に規定する免除届出期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、第十六項又は前項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

20　法第七十条の六の四第十四項において相続税法第六十四条第一項の規定を準用する場合における法人税法第百三十二条第三項、所得税法第百五十七条第三項及び地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「相続税法」とあるのは、「租税特別措置法第七十条の六の四第十四項（山林についての相続税の納税猶予）において準用する相続税法」とする。

第四十条の八の二第二十項中「第七十条の六第一項」の下に「又は第七十条の六の四第一項」を加え、「と調整前農地等猶予税額（同条第一項」を「、調整前農地等猶予税額（法第七十条の六第一項」に、「との合計額」を「及び調整前山林猶予税額（法第七十条の六の四第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の四第五項から第八項までの規定により計算されたものをいう。）の合計額」に、「法第七十条の六第二項第二号に定める金額（当該経営承継相続人等が相続税法第十八条から第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者である場合には、当該金額を同法第十七条の規定により計算した金額であるものとしてこれらの規定を適用して計算した金額）」を「当該経営承継相続人等が法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けないものとした場合における当該経営承継相続人等が納付すべき相続税の額」に改め、「当該猶予可能税額から農地等猶予税額（」を削り、「当該調整前農地等猶予税額」を「当該調整前株式等猶予税額」に改め、「をいい、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を控除した残額」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

第四十条の八の二第五十三項及び第四十条の八の三第二十四項を削る。

第四十条の九第一項中「又は第七十条の七の二第一項」を「、第七十条の六の四第一項又は第七十条の七の二第一項」に、「又は第七十条の七の二第二項第五号」を「、第七十条の六の四第二項第五号又は第七十条の七の二第二項第五号」に、「立木を除く」を「立木及び法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する特例山林（立木に限る。）を除き、一体として効率的に森林施業を行うこととされているものとして財務省令で定めるものに限る」に改め、同条第三項及び第四項中「森林施業計画」を「森林経営計画」に改める。

第四十条の十第一項中「を除く」を「及び法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る同項に規定する特例山林（土地に限る。）を除く」に改め、同条第二項中「又は第七十条の七の二第一項」を「、第七十条の六の四第一項又は第七十条の七の二第一項」に、「又は第七十条の七の二第二項第五号」を「、第七十条の六の四第二項第五号又は第七十条の七の二第二項第五号」に改める。

第四十条の十一第二項中「又は第七十条の七の二第一項」を「、第七十条の六の四第一項又は第七十条の七の二第一項」に、「又は第七十条の七の二第二項第五号」を「、第七十条の六の四第二項第五号又は第七十条の七の二第二項第五号」に改める。

第四十条の十三第一項中「（平成三年法律第六十九号）」を削る。

第四十条の十九第五項第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第四十二条の三の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業（次項において「マンション建替事業」という。）において同法」を「マンション建替事業において「マンション建替事業」という。）において同法」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十六条に規定する政令で定めるマンション建替事業は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が良好な居住環境の確保に資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該施行再建マンションに係る同項第四号に規定するマンション建替事業（次項及び第三項において「マンション建替事業」という。）とする。

第四十二条の三に次の一項を加える。

4　国土交通大臣は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第四十三条を削り、第四十三条の二を第四十三条とし、第四十三条の三から第四十三条の五までを一条ずつ繰り上げる。

第四十四条の二第一項中「第八十四条の三第六項」を「第八十四条の三第五項」に改める。

第四十六条の十第一項中「及び第四十八条第二項」を「、第四十八条第二項及び第四十八条の六第二項」に改める。

第四十八条の八の見出し中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同条第一項中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に、「石炭が」を「同項に規定する天然ガス又は石炭が」に、「数量」を「品名及び数量」に改め、同条第二項中「免除を受けた沖縄発電用特定石炭」を「免除を受けた沖縄発電用特定石炭等」に改め、同項第一号及び第二号中「沖縄発電用特定石炭の」を「沖縄発電用特定石炭等の品名、品名ごとの」に改め、同項第三号中「沖縄発電用特定石炭等の品名及び品名ごとの」に改め、同項第四号及び第五号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同条第三項中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に、「数量」を「品名、品名ごとの数量」に改め、同条第四項中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に、「数量」を「品名及び数量」に改め、同条を第四十八条の十一とする。

第四十八条の七を第四十八条の十とし、第四十八条の六を第四十八条の九とし、第四十八条の五の次に次の三条を加える。

（特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減の手続等）

第四十八条の六　法第九十条の三の三第一項の承認を受けて特定用途石炭（同項に規定する特定用途石炭をいう。以下この条において同じ。）を保税地域から引き取ろうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該引き取ろうとする特定用途石炭が同項第一号に掲げる石炭に該当するものである旨の経済産業大臣の証明書又は同項第二号に掲げる石炭に該当するものである旨の財務大臣の証明書を添えて、これを当該税関長に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

二　当該保税地域の所在地